２０２０年度 「イノベーション都市・横浜 推進協議会（仮称）」開設準備業務

設計図書

（ 金額入り ・ 金額抜き ）

設 計 書	５ 頁
仕 様 書	５ 頁
図 面	０ 葉
添付資料	０ 頁

２０２０年度			
		連絡先	委託担当 企画調整部企画調整課　　担当者　大橋（オオハシ） 電　　話　682-4404

設　　計　　書

1	委　託　名	２０２０年度 「イノベーション都市・横浜 推進協議会（仮称）」開設準備業務
2	履行場所	横浜市みなとみらい２１地区および周辺地域
3	履行期間	契約締結の日　から　２０２１年３月３１日まで
4	契約区分	確定契約
5	その他特約事項	なし
6	現場説明	あり
7	委託概要	

（１）協議会の体制・活動等の検討

（２）関係者間における合意形成と協議会の基本構想案の策定

（３）外部説明用資料の作成

（４）会員企業募集に係る説明会の実施

（５）２０２１年度の事業計画案の作成

8 部分払い

する　（　　回以内　）

しない

部　分　払　の　基　準

業務内容	履行予定月	数　量	単位	単　価（円）	金　額（円）

委　託　代　金　額　　円

内訳　　業務価格　　円

消費税相当額（10%）　　円

［件名：２０２０年度 「イノベーション都市・横浜 推進協議会（仮称）」開設準備業務

内　訳　書

名　　称	数量	単位	単　価 （円）	金　額 （円）	摘　要
１ 業務原価					
直接人件費	1	式			第1号内訳書のとおり
直接経費	1	式			第2号内訳書のとおり
その他原価	1	式			
業務原価　計					
２ 一般管理費等					
一般管理費等	1	式			
一般管理費等　計					
合　計					
業 務 価 格					
消費税及び地方消費税相当額					10%
委託代金額					

［件名：２０２０年度 「イノベーション都市・横浜 推進協議会（仮称）」開設準備業務

内訳第１号　　直 接 人 件 費 内 訳 書

業　務　内　容	種別	技師長	主任技師	技 師 A	技 師 B	技 師 C	技 術 員	合 計	摘　要
	単価								
（１）協議会の体制・活動等の検討									
（２）関係者間における合意形成と協議会の基本構想案の策定									
（３）外部説明用資料の作成									
（４）会員企業募集に係る説明会の実施									
（５）２０２１年度の事業計画案の作成									
内訳第１号　合計									

［件名：２０２０年度 「イノベーション都市・横浜 推進協議会（仮称）」開設準備業務

内訳第２号　　直 接 経 費 内 訳 書

名　　称	仕　　様	単位	数　量		単　価	金　額	摘　　要
成果品作成費	4部	式	1				
電子成果品作成費	電子データ（ＣＤ）　4枚	式	1				
内訳第２号　合計							

一 般 仕 様 書

（適　　用）
第１条　この仕様書は、一般社団法人横浜みなとみらい２１が実施する委託業務（以下「委託業務」という。）に適用する。
２　この仕様書に定めのない委託
業務については、別に定める仕様書による。
３　特記仕様書等に記載された事項は、この仕様書に優先して適用されるものとする。

（用語の定義）
第２条　監督員とは、現場責任者に対する指示、承諾又は協議の職務を行う者で、一般社団法人横浜みなとみらい２１が指定する社員をいう。
２　指示とは、委託者側の発議により監督員が受託者に対し、監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画などを示し実施させることをいう。
３　承諾とは、受託者側の発議により受託者が監督員に報告し監督員が了解することをいう。
４　協議とは、監督員と受託者が対等の立場で合議することをいう。

（法規の遵守）
第３条　受託者は、委託業務の実施に当たり、関係の法令、条例その他諸規定を守り、業務の円滑な進行を図らなければならない。

（業務確認）
第４条　受託者は、主要委託業務段階のうち、特記仕様書又はあらかじめ監督員の指示した箇所については監督員の承諾を得なければ、次の作業を進めてはならない。

（打合せ等）
第５条　業務を適正かつ円滑に実施するため、現場責任者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度記録し、相互に確認しなければならない。
２　業務着手時等別途指定する業務の区切りにおいて、受託者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について記録し相互に確認しなければならない。

（第三者損害）
第６条　受託者は、委託業務実施に当たり、万一第三者に損害を及ぼした場合は、速やかに監督員に報告するとともに、誠意をもって事後処理に当たらなければならない。

（成　果　品）
第７条　成果品はすべて委託者の所有とし、監督員の承諾を受けないで他に公表、貸与又は使用してはならない。

（疑　　義）
第８条　受託者は、委託業務の実施に当たり、疑義が生じたときは、監督員と協議しなければならない。

一般社団法人横浜みなとみらい２１

２０２０年度 「イノベーション都市・横浜 推進協議会（仮称）」設立準備委託
特記仕様書

１. 事業概要・目的

横浜経済の持続的な発展のためには、グローバルに通用するイノベーションを次々と創出可能な環境づくりが必要である。そのため横浜市では、令和元年に「イノベーション都市・横浜」を宣言し、オープン・イノベーションやスタートアップ支援に取り組んでいる。さらに、令和２年７月には「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」の「グローバル拠点都市」に選定された。

このため、みなとみらい 21 地区及び関内地区をはじめとする市内の産業エリアで、人材の集積から企業や組織の枠を超えた交流を生み出し、新たなビジネスの創出や成長の場となるエコシステムを、民間組織や大学、横浜市等が連携して構築し、戦略的に運営し情報発信していくことが、今後一層求められている。

こうしたニーズを受け、「グローバル拠点都市」としての本市において官民連携の「イノベーション都市・横浜 推進協議会（仮称）」（以下、「協議会」と言う。）の本年度中の設立を予定している。本事業では、協議会が目指す将来像、達成度の指標、事業内容、運営体制などの構想を定め、関係者への合意形成を行いながら、設立につなげることを目的とする。

２. 業務内容

（１）協議会の体制・活動等の検討

ア　協議会の規約案の作成

協議会の活動に必要な次の事項について委託者の意向を踏まえながら整理し、規約案を作成すること（協議会は任意団体として設立し、事務局は委託者が担う想定とすること。）。

（ア）受託者において検討する事項

① 役員構成及び・意思決定機関
② 事務局体制及びアドバイザリーボード（副業・兼業の活用等を含めて検討）
③ 分科会やワーキンググループの設置
④ 会員制度
・団体会員、個人会員（有料・無料の区分）
・参加資格
・会員の権利、義務
・会費
⑤ 資金調達及び会計制度
⑥ 事業計画、収支計画（次項「イ」の活動案ごとの費用も記載）
初年度計画、及び複数年度にわたる中期計画
⑦ 成果物に関する知的財産権等の権利の帰属

※ 上記①～⑦について 2020 年 12 月 28 日までに中間案を作成すること。また検討中の状況を 2020 年 11 月 13 日までに委託者に報告すること。

※ ⑤、⑥、⑦以外の各項目については英文での表記を 2021 年 1 月 31 日までに作成すること。

（イ）受託者以外の事業者と連携しながら検討する事項

① 協議会の設置目的

② 協議会の名称

③ 協議会のコンセプト、目指す将来像と達成度評価基準

④ 設立から3年間のロードマップ・協議会の組織構成と役割、外部関係団体との連携の仕組み

※ ①～④については、本委託とは別に作成する「イノベーション都市・横浜（ＹＯＸＯ）のビジョン」案（「２（２）アの参考」を参照）の事業者と連携しながら検討すること。

※ 上記①～④について2020年12月28日までに中間案を作成すること。また検討中の状況を2020年11月13日までに委託者に報告すること。

※ ①～④についても英文での表記を2021年1月31日までに作成すること。

イ 協議会の活動案の作成

（１）活動案の検討

表１の「主たる検討者」区分が「受託者」となっている項目について、取組項目ごとの活動案（取組の目的、実施案、手続等）を作成すること。

（２）説明資料の作成

表１の全ての項目について、委託者と調整のうえ、取組内容を外部説明用資料として可視化すること（（３）アに再掲）

なお、表１の取組は現時点で確定しているものではないため、他の取組案についても必要に応じて委託者に提案すること。さらに各項目の優先順位及び事業開始する時期についても検討を行うこと。

【表１】

項目	説明／取組の視点	主たる検討者
A 企業の『開発・新規事業創出』の強化に資する方策		
1 エンジニア・新規事業担当者 勉強会	**・エンジニア等を対象にした有志人材などが主催する勉強会等の開催を、横浜において活性化させるための方策をたてること。 ・特にwith , after コロナの社会をつくる場など、現状をとらえた取組を検討すること。 ・委託者が別途行っている「アクティビティ・フロア活性化」の検討において、みなとみらい21地区などでリーズナブルに開催場所が確保されることも想定しながら検討すること。**	**受託者**
2 トライアル支援		
実証実験サポート	・現在実施している「Minatomirai Activation Program」の拡充策の検討。	委託者
５Ｇ環境	**・通信キャリア等と連携し、横浜市中心部に５Ｇ基地局網が構築されたと仮定し、その中で行われるべき実証実験やセミナー等の取組を検討すること。**	**受託者**
「実証実験サポーター」制度	**試作段階のソリューションを体験し、フィードバックを行う「サポーター」の仕組みを、企業、就業者それぞれで構築する方策を検討すること。**	**受託者**
3 アクセラレーション・プログラム	中堅・中小企業のシーズを活かす、参加しやすいアクセラレーション・プログラムの開催。	委託者
4 ファンド形成	委託者にて検討。	委託者
B ネットワーク、コミュニティ形成支援（異分野連携の促進）		
1 ＷＥＢ、ＳＮＳ	横浜周辺の産学官のイノベーション情報が網羅されたエコシステムのＷＥＢページを作成。	委託者
2 コンシェルジュ機能	**シーズからニーズまで、多様な依頼に応えるマッチングまでの流れを構築。 コンシェルジュを行う事務局としての人的リソース**	**受託者**

	の確保や外部連携などの方策を検討。	
3 イノベーション・ウィーク	米国 SXSW に代表される街ぐるみのイノベーションイベントの開催についての検討。 （委託者においても別途検討）	受託者
4 イノベーション交流拠点連絡会	研究開発拠点やコワーキングスペースの連絡会の開催。	委託者
5 イノベーション・スペース検討	イノベーション人材が日常的に集まれるカフェなど、将来構想としての場づくりについても検討すること。	受託者
6 連携プログラム検討	企業・団体の意向に応じた、共催、後援等外部プログラムの認定・手続きルールを検討。	受託者

（２）関係者間における合意形成と協議会の基本構想案の策定

ア　検討委員会での検討を通じた合意形成

受託者は、委託者が開催する協議会形成に向けた検討委員会（以下「検討会」という。）において、資料の作成、議事進行、議事録の作成等を行う。

※　検討会の招集手続、会場確保等については委託者が行う。

※　検討にあたっては、本委託とは別に、委託者等がみなとみらい 21 地区の企業及び就業者などに対して実施する「ニーズ調査」における結果を踏まえながら検討を行うこと。

＜参考：検討委員会について＞

・　委託者は、協議会の主たる連携先となることが想定される企業、コミュニティ、大学、横浜市等の関係者からなる検討会を組成し開催する。

・　検討会は 10 月から３回または４回程度開催し、「ア　協議会の規約案」及び、「イ　協議会の活動案の作成」などの事項について検討及び調整を行う。

・　当業務以外の検討会の役割として、イノベーティブな街づくりに向けた未来へのビジョン「イノベーション都市・横浜（ＹＯＸＯ）のビジョン」（仮称・以下「ＹＯＸＯ・ビジョン」という。）」構築に係る検討を行う。

・　開催方法は、オフラインを基本とするものの、状況に応じてオンラインを併用した開催またはオンライン開催とする。

イ　基本構想案の策定

「ア」の検討会における議論を整理し、基本構想案として取りまとめる。

※　基本構想案について 2021 年 1 月 31 日までに案を作成すること。また検討中の状況を 2020 年 12 月 28 日までに委託者に報告すること。

ウ　キックオフミーティング

受託者は、委託者が開催する協議会開催に向けたキックオフミーティングにおいて、資料の作成、議事進行の補助、議事録の作成等を行う。

※　キックオフミーティングの開催に係る手続き、ファシリテートや会場確保等については委託者が行う。

＜参考：キックオフミーティングについて＞

・　委託者は、「イ」の基本構想案を紹介し、賛同を集め、協議会発足のきっかけとする象徴的なイベントを実施する。

・　2021 年２月を目途にみなとみらい 21 地区において、100 人程度の関係者を集め、基調講演またはパネルディスカッション及び交流会を３時間程度行うことを想定。

・　開催方法は、オフラインを基本とするものの、状況に応じてオンラインを併用した開催またはオンライン開催とする。

（３）外部説明用資料の作成

協議会の活動を広く周知するため、次の資料を作成する。

ア　協議会紹介冊子の原稿（Ａ４・10 頁以上）

協議会概要６頁以上（活動コンセプト・エリア紹介・取組概要（（２）イの活動案を含む）・組織体制・会員紹介・入会案内等）に、本委託とは別に作成する「ＹＯＸＯ・ビジョン」及び「ステートメント」４頁相当を加える。

※　「ＹＯＸＯ・ビジョン」作成者と十分に調整を行うこと。

イ　リーフレット（Ａ４・４頁）

・　「（１）」の要約版として作成すること（納品はai データおよびPDF データとする。）。

・　本委託とは別に委託者が作成する「連携施設や企業の活動紹介のリーフレット」とデザインの整合性が確保できるよう調整すること。

・　本委託とは別に作成する協議会のWEB ページ、SNS サイト等に掲載することを想定してデザインを作成すること。

※　上記「ア」「イ」につきましては、2021 年１月 31 日までに素案を作成すること。

（４）会員企業募集に係る説明会の実施

委託者は、委託期間中に２回程度、会員参画を目的とした説明会を開催する（各回 30 社程度が参加できる規模の会場で開催することを想定。）。

受託者は、資料の作成、議事進行、議事録の作成等を行う。

※　会場費等については委託者の負担とする。

※　上記説明会のほか、会員企業募集に係る個別訪問等の活動は、別途委託者において行う。

※　開催方法は、オフラインを基本とするものの、状況に応じてオンラインを併用した開催またはオンライン開催とする。

（５）２０２１年度の事業計画案の作成

基本構想案をもとに、２０２１年度の事業計画案を作成すること。

３. 成果品

本調査では、各段階で作成した検討会用資料及び使用したデータ等を成果品として取りまとめる。

検討資料　一式（Ａ４版ファイル綴じ、電子データＣＤ）　各４部

４. 業務履行協議

業務実施計画書を作成し提出するとともに、必要に応じて本業務の進め方・方針等に関する協議を行う。

５. 履行期間

契約締結の日から 2021 年３月 31 日（火）までとする。

６. 成果品の帰属・納品

本調査で得た成果品（報告書・資料等とその最終データ：３．参照）は、履行完了後委託者に帰属する。また、成果品は履行期間内に委託者に納品する。

７. 守秘義務

本調査の履行で知り得た情報は、外部への漏洩、持ち出しをしてはならない。

８. その他

特記仕様書、一般仕様書、委託契約約款等に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者において協議して定める。

以上